

自転車乗車用ヘルメット購入費用助成

令和5年4月1日より施行された改正道路交通法により、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務化されました。

鎌ヶ谷市ではヘルメット着用の普及のため、購入者へ以下のとおり購入費用の一部を助成します。



対象ヘルメット1つにつき

上限 **2,000円**

助成は対象者1人につき1回

対象者

- ・市内在住で市税の滞納がない人
- ・鎌ヶ谷市暴力団排除条例に規定する暴力団ではない人

対象となるヘルメット

- ・令和4年12月23日以降に購入した物
- ・購入時新品である物
- ・安全基準マークの付されている物

※一部製品には助成対象外となるものがあります。

左記全てを
満たすもの

【申請に必要なもの】

- ①本人確認書類（申請者・利用者の両名分）
- ②領収証またはレシート原本（資料として添付するため携帯画面や写真での確認は不可）
- ③銀行口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード）
- ④ヘルメット本体（安全基準マークの有無の確認のため）
- ⑤印鑑（シャチハタ等も含む）

上記5点をご持参のうえ、鎌ヶ谷市役所4階 道路河川管理課 までお越しください。



鎌ヶ谷市ホームページQRコードはこちら→

問い合わせ：道路河川管理課 TEL：047-445-1457（直通）

